

## 果樹・いちごブランド化推進業務委託仕様書

### 1 業務の概要

本県が開発した日本なし「あいみずき」、カンキツ「夕焼け姫」及びいちご「愛きらり」のブランド化を図るため、一般消費者を対象にしたイベントや SNS を活用した情報発信による PR を実施し、認知度向上と需要を喚起する。

### 2 業務の内容

#### (1) 日本なし「あいみずき」(品種名：瑞月)

消費者への認知度向上を図り、ブランド化の確立のため、消費者向け PR イベントを含めた以下の業務を実施すること。

##### ア PR イベントの実施

- ・ PR イベントを開催するにあっては、企画、調整、設営、運営及び撤去まで全般に関する業務を行うこと。
- ・ 概要は以下のとおり。
  - 対 象：一般消費者
  - 時 期：8月上旬から9月上旬まで(ただし、収穫時期により前後する)
  - 場 所：愛知県内の百貨店や商業施設等
  - 回 数：1回
  - 内 容：果実を活用した「あいみずき」の宣伝
- ・ 販売と連携した PR イベントとすること。またその際、試食品の提供を行うこと。
- ・ 「あいみずき」のブランド価値向上につながる内容とすること。
- ・ 県の所有する PR 資材(チラシ、のぼり、法被等)を活用できることとする。
- ・ 購入意欲喚起につながる効果的な手法を選定し、PR すること。
- ・ 参加者にイベントの内容を SNS で発信してもらう等、「あいみずき」の魅力が広く発信されるような工夫を設けること。
- ・ 実施場所については、集客力や栽培産地等の情報を踏まえて、県と協議のうえ決定する。
- ・ 果実の調達については、県と調整をすること。なお、費用については、受託事業者の負担とすること。

##### イ 調査

- ・ 日本なし「あいみずき」のブランド化につながるイメージや強み、消費者の求める価格帯等について消費者に対し、アンケート等による調査を実施すること。
- ・ 調査項目については、県と協議のうえ決定する。

#### (2) カンキツ「夕焼け姫」

消費者への認知度向上を図り、ブランド化の確立のため、消費者向け PR イベントを含めた以下の業務を実施すること。

##### ア PR イベントの実施

- ・ PR イベントを開催するにあっては、企画、調整、設営、運営及び撤去まで全般に関する業務を行うこと。
- ・ 概要は以下のとおり。
  - 対 象：一般消費者
  - 時 期：11月中旬から12月中旬まで(ただし、収穫時期により前後する)

場 所：愛知県内の産地直売所や商業施設等

回 数：1回

内 容：果実を活用した「夕焼け姫」の宣伝

- ・「夕焼け姫」の試食品の提供を行うこと。
- ・「夕焼け姫」のブランド価値向上につながる内容とすること。
- ・県の所有するPR資材（チラシ、のぼり、法被等）を活用できることとする。
- ・購入意欲喚起につながる効果的な手法を選定し、PRすること。
- ・参加者にイベントの内容をSNSで発信してもらう等、「夕焼け姫」の魅力が広く発信されるような工夫を設けること。
- ・実施場所については、集客力や栽培産地等の情報を踏まえて、県と協議のうえ決定する。
- ・果実の調達については、県と調整をすること。なお、費用については、受託事業者の負担とすること。

#### イ 調査

- ・カンキツ「夕焼け姫」のブランド化につながるイメージや強み、消費者の求める価格帯等について消費者に対し、アンケート等による調査を実施すること。
- ・調査項目については、県と協議のうえ決定する。

#### ウ SNSを活用したPR動画の制作及び配信

- ・カンキツ「夕焼け姫」に関する動画制作及び配信に係る連絡調整等を行う。
- ・動画内容や撮影時期、撮影場所等については、県と協議のうえ決定する。

### (3) いちご「愛きらり」(品種名：愛経4号)

消費者の認知度向上を図るため、以下の消費者向けPRイベント及び認知度調査を実施すること。

#### ア PRイベントの実施

- ・40代～50代の愛知県民をメインターゲットとして、「愛きらり」の魅力をPRし、「愛きらり」の認知度向上・購入意欲喚起につながる内容とすること。
- ・PRイベントを開催するにあっては、企画、調整、設営、運営及び撤去まで全般に関する業務を行うこと。
- ・概要は以下のとおり。
  - 対 象：一般消費者
  - 時 期：1月上旬から2月下旬まで（ただし、収穫時期により前後する）
  - 場 所：「愛きらり」を販売する愛知県内の量販店等
  - 回 数：1回
  - 内 容：果実を活用した「愛きらり」の宣伝
- ・「愛きらり」の販売にあわせて、試食品の提供を行うこと。
- ・「愛きらり」のブランド価値向上につながる内容とすること。
- ・既存のPR資材（チラシ、ミニのぼり、ジャンパー等）を活用できることとする。
- ・購入意欲喚起につながる効果的な手法を選定し、PRすること。
- ・「愛きらり」を生産している愛知県いちご生産組合連合会のイベント情報等を収集、活用し、効果的にPRを行うこと。
- ・実施場所については、集客力や栽培産地等の情報を踏まえて、県と協議のうえ決定する。

- ・果実の調達については、県と調整をすること。なお、費用については、受託事業者の負担とすること。

#### イ 認知度調査

- ・一般消費者に対し、いちご「愛きらり」の認知度等について、アンケート等による調査を実施すること。
- ・調査項目及び方法については、県と協議のうえ決定する。

### 3 納入する成果物

#### (1) 委託業務実績報告書

(印刷物を正副2部。CD-R等電子データでの提供も行うこと。)

実績報告書には、実施内容が分かるよう、当日撮影した記録写真を掲載すること。

#### (2) 各アンケート調査結果の報告書(集計・分析結果)

(印刷物を正副2部。CD-R等電子データでの提供も行うこと。)

#### (3) その他県が示したもの

### 4 納入場所

愛知県農業水産局農政部園芸農産課

### 5 納入期限

令和8年3月13日(金)

### 6 業務完了届

受託事業者は、委託業務が完了したときは、完了報告書に事業成果等を記載し、遅滞なく県に提出すること。

### 7 事業実施における留意事項

- (1) 本業務は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して行うため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱」等に規定する要件を遵守すること。  
また、受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (2) 業務内容の全般について、県と事前に連絡調整をとり、県の指示に従って行うこと。  
また、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、事業の進捗状況について、随時報告を行うこと。
- (3) 打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務に関する一切の権利は愛知県に帰属する。また、受託事業者は、第三者の権利を侵害していないことを保証すること。
- (5) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、仕様書及び企画提案書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従わなければならない。